

# 監査等委員会設置会社の移行企業分析

GRC（ガバナンス・リスク・コンプライアンス）事務局 やまうち たつ お 山内 達夫  
せきぐち まさ き 関口 雅己

## 1. はじめに

「会社法の一部を改正する法律」（以下、「改正会社法」という）が平成26年6月20日に成立し、平成27年5月1日に施行された。当該法改正により、機関設計の選択肢として、監査役設置会社、指名委員会等設置会社（改正前の名称は「委員会設置会社」）に加え、監査等委員会設置会社が創設された。これにより、株式会社が事業上の特性やガバナンスの方針に合わせて、自社に最適な機関設計を検討する際の制度上の選択肢が増えたこととなる。改正会社法が施行されてまもなく1年になるが、執筆時（平成28年1月14日）までに監査等委員会設置会社に移行した東京証券取引所上場企業（以下、「東証上場企業」という）は236社<sup>\*1</sup>に及び、移行していない企業も含め、多数の企業が移行について検討されたことが推測される。

本稿では、監査等委員会設置会社について、制度創設の目的や特徴をあらためて振り返りつつ、実際に監査等委員会設置会社に移行した会社の開示資料から読み取れる目的や特徴を比較することで、機関設計の潮流を探るものである。

## 2. 監査等委員会設置会社の創設

はじめに、改正会社法により創設された監査等委員会設置会社の制度創設の目的と特徴について解説する。

### (1) 第三の機関設計を創設した目的

取締役会の「監督機能の充実」を目指して社外取締役の機能を活用するには、いくつかの実務的な課題があった。会社法制の見直しについて審議が行われていた法制審議会会社法制部会では、改正前の会社法における2つの機関設計について、それぞれ次のように指摘している<sup>\*2</sup>。

- 「監査役会設置会社は、社外監査役の選任が義務付けられているため、社外監査役に加えて社外取締役も選任する際の負担感等を考慮すると、社外取締役の機能の活用という観点からは、必ずしも利用しやすい機関設計となっていない。」
- 「同制度（委員会設置会社）も、社外取締役の機能を活用するための機関設計として広く利用されるには至っていない。その理由としては、社外取締役が過半数を占める合議体に取り締役の指名や報酬の決定をゆだねることへの抵抗感等が指摘されている。」

このような状況を踏まえ、社外取締役の機能の活用という観点から実務上の利便性を考慮し、監査役、指名委員会及び報酬委員会を置かず、社外取締役が中心メンバーとなる委員会が監査等を担う機関設計を新たに認めるべきである、との要請から創設されたのが監査等委員会設置会社である。つまり、取締役会の「監督機能の充実」を目指して社外取締役の機能を活用することが、第三の機関設計を創設した目的である。

### (2) 監査等委員会設置会社の特徴

では、取締役会の「監督機能の充実」のため、監査等委員会設置会社は他の機関設計に比べてどのような特徴があるのだろうか。

第一の特徴として、監査等委員会の委員は取締役で、かつ、過半数は社外取締役である（改正会社法第331条第6項）点が挙げられる。監査役と違い、監査等委員は取締役であるため取締役会の議決権を有する。そのため、業務執行者の人事を含む取締役会の議決権や、取締役の人事についての株主総会における意見陳述権（改正会社法第342条の2第4項）の行使を通じた監督が可能であるといえる。

一方、監査役が独任制の機関として単独でもさまざまな権限を有していたのに対し、監査等委員会は内部統制システムを利用した組織的な監査を前提と

\*1 東京証券取引所データベース「コーポレート・ガバナンス情報サービス」より、平成28年1月14日時点の東京証券取引所上場企業を対象に件数を抽出

\*2 法制審議会会社法制部会第5回（平成22年9月29日開催）部会資料3「企業統治の在り方に関する検討事項（2）」より引用

した設計になっており、常勤の監査等委員の選定を必須としてはいない（ただし、常勤の監査等委員を選定することができないわけではない）。そこで、組織的な監査を前提とした監査等委員会の監査を支える仕組みに各社の工夫が求められる（3.（3）監査等委員会の実効性確保参照）。この点は、指名委員会等設置会社も同様である。

第二の特徴として、制度創設の趣旨が取締役会の「監督機能の充実」にあり、取締役会で決定すべき業務執行の範囲をできるだけ狭くするという観点から、一定の要件を満たした場合\*3には重要な業務執行（所定の重要事項を除く）の決定を取締役に委任することが可能な点が挙げられる。つまり、業務執行を取締役に委任することで、執行と監督の分離がよりいっそう明確となり、取締役会は監督機能に注力することができる制度となっている。なお、「所定の重要事項を除く」とあるが、例えば「監査等委員会設置会社は、内部統制システムを利用した組織的な監査を行うことを前提としていることから、取締役会は、内部統制システムに関する事項の決定は委任できない」\*4とされている。

### 3. 「取締役会の監督機能の充実」という目的を果たすための実務上のポイント

法制度として第三の機関設計が整備され、機関設計の選択の幅が広がったものの、監査等委員会設置会社に移行しただけでは、形式面の変更にすぎない。各社はそれぞれ目指すべきガバナンスの姿を実現できるような工夫を施さなければ、実態として取締役会の「監督機能の充実」という制度創設の目的、ひいては、各社の移行する目的を果たすことはできないと考える。そこで、取締役会の「監督機能の充実」という目的を果たすために検討すべきと考えるポイントを、以下の3点で整理し解説する。

#### （1）取締役会のメンバー構成

社外取締役の機能を活用し、取締役会の「監督機能を充実」させることが制度創設の目的であることからすると、取締役会は社外取締役中心のメンバー構成となることがポイントである。監査役設置会社から移行する場合は、少なくとも社外取締役の人数は増加するはずであり、「監督機能の充実」という目的を果たすためには、社外役員の人数（社外取締役と社外監査役の合計人数）も、移行前より増加することが望ましいと考える。

加えて、取締役会がより客観的な立場の意見や指摘に基づき議論を行うためにも、法律が求める社外

取締役の要件に加えて「独立性」を有する社外取締役が一定数確保されるとともに、取締役会のメンバー構成のバランスも重要なポイントであると考えられる。この点、平成27年6月から東証上場企業に適用されるコーポレートガバナンス・コードの原則4-11（前段）でも「取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである」との記載があり、単に社外取締役の要件を満たす者というだけでなく、年齢、性別、経歴、専門分野等の異なる人選を行うことで多様性を確保し、幅広い視点から様々な審議が行われることで監督機能が発揮されることが期待されている。

#### （2）取締役会の付議事項

監査等委員会設置会社の取締役会の職務は、「業務執行の決定」、「取締役の職務の執行の監督」及び「代表取締役の選定及び解職」である（改正会社法第399条の13第1項各号）。このうち「業務執行の決定」については、取締役会が監督機能により注力して議論すべき事項を十分に審議し、良質な経営上の意思決定をすることが重要課題と考えた場合、限られた時間の中でこれを達成するには、付議事項の数や内容を見直し、取締役会で議論すべきではない事項（業務執行者に委任できる事項）に係る議案を減らすことがポイントである。そのため、取締役会が適切な意思決定及び監督を行うために必要な情報のレポーティング体制（内部統制システム）を整備・運用したうえで、前述した委任規程を活用することにより、取締役会は適切な範囲で重要な「業務執行の決定」を委任でき、監督機能により注力することが可能となる。

ここで、取締役会で議論すべき事項とは何か。それは、各社が取締役会の役割・責務をどのように考えるか、により異なる。つまり、各社が考える取締役会の役割・責務に応じて、決議事項は各社がゼロから検討することができるはずであり、法定決議事項は制約条件にすぎない。取締役への委任項目は「できる」規程であることから、それをどう活用するかは各社の役割・責務をふまえて検討される項目である。

#### （3）監査等委員会の実効性確保

監査役設置会社における監査役は、独任制の機関であり、個々の監査役が調査権を有する（改正会社法第381条）など、個々の監査役に監査の実効性を確保するための権限が設定されている。

一方で、監査等委員会設置会社では、取締役であ

\*3 ①取締役の過半数が社外取締役である場合、又は、②定款で定めた場合（改正会社法第399条の13第5項、同条第6項）

\*4 商事法務No.2042 平成二六年改正会社法の解説〔Ⅱ〕、坂本三郎他より引用

る監査等委員を構成員とする監査等委員会が監査機関であり、個々の委員ではなく、合議体として組織的な監査を行うことを前提としている。そのため、監査等委員会が選定する特定の監査等委員しか調査権を有していない（改正会社法第399条の3）。また、監査等委員会は、「いわゆる内部統制システムを利用した組織的な監査を行うことを前提としており、常勤の監査等委員の選定を義務づけなくとも、情報収集等の点で問題ないと考えられるため」\*5、常勤の監査等委員の選定は義務付けられていない。そのため、常勤の監査等委員を設置しない場合（特に監査等委員である取締役が、全員社外取締役の場合）には、監査等委員会の手足として動くサポート部署の重要性がより高まる。通常、内部監査部や監査等委員会室がその責務を担っており、社内事情を熟知していない社外取締役である監査等委員にとっては、その情報の入手先の信頼性の評価（アセスメント）がより重要となるものと考えられる。

#### 4. 監査等委員会設置会社に移行した会社の分析

改正会社法の施行以降、どれほどの会社が監査等委員会設置会社への移行を表明し、実際に移行しているのか。この点、平成14年の商法改正で創設された委員会等設置会社\*6は、制度創設後相当期間が経過したにも関わらず、執筆時（平成28年1月14日）の東証上場企業では68社しか存在していない\*1。一方で、監査等委員会設置会社は創設初年度にも関わらず、執筆時（平成28年1月14日）の東証上場企業で236社存在するほか、翌年度の株主総会で監査等委員会設置会社に移行することを公表している企業もある\*7。これは、実務上の利用しやすさが評価されていると考えられる。

そこで、監査等委員会設置会社に移行した会社について、取締役会の「監督機能の充実」という観点から、実務動向を考察する。

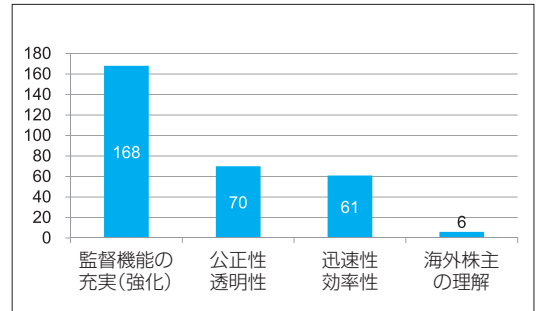
なお、本稿では、改正会社法施行後、3月決算企業にとって最初の定時株主総会実施月である平成27年6月までに監査等委員会設置会社へ移行した東証上場企業172社\*8（以下、「移行企業」という）を対象に分析する。また、分析に際して実施した集計は、当法人が実施したものである。

#### (1) 移行理由

図表1は、移行企業が、移行に関する適時開示情報において公表した「移行理由」について、「監督機能の充実（強化）」「公正性・透明性」「迅速性・効率性」「海外株主の理解」の4項目の開示企業数を集計したものである。

集計結果をみると、「監督機能の充実（強化）」を記載している企業が168社（約98%）と大多数であり、制度創設の目的を記載していることが伺える。

【図表1】 監査等委員会設置会社への移行理由（単位：社）



出所：各社の適時開示情報より当法人作成（なお、移行理由を複数記載している企業はそれぞれ集計している）

#### (2) 取締役会のメンバー構成

3. (1) 取締役会のメンバー構成で記載した、移行前後の社外取締役の人数を検証することとする。

まず、移行前において、社外取締役の人数を集計したものが図表2である。集計結果からは、大半がゼロ、もしくは1名であり、移行前から社外取締役を2名以上選任していた企業は17社に過ぎない。これは、改正会社法で社外取締役を導入していない企業に、社外取締役を置くことが相当でない理由（改正会社法第327条の2）を事業報告の内容とするとともに、定時株主総会において説明義務を設けたことや、東証上場企業に適用されるコーポレートガバナンス・コードにおいて、2名以上の独立社外取締役の選任を求めている（原則4-8）ことから、移行前に、改正会社法やコーポレートガバナンス・コードの要求事項に準拠していない企業が、社外取締役の選任を意識して移行したのと考えられる。

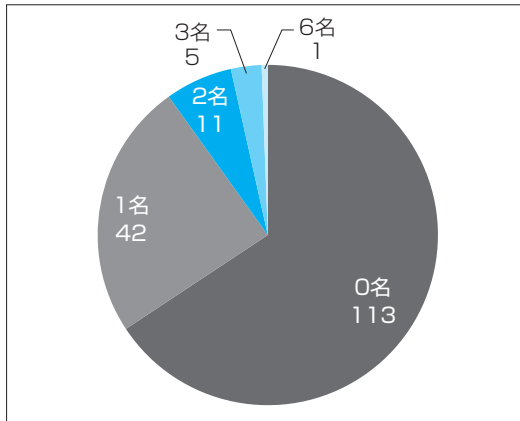
\*5 商事法務No.2042 平成二六年改正会社法の解説 [II]、坂本三郎他より引用

\*6 後の商法改正で「委員会設置会社」に名称変更し、改正会社法で「指名委員会等設置会社」に名称変更

\*7 例えば、千代田化工建設株式会社プレスリリース「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」（平成27年11月26日）

\*8 当法人調べ

【図表2】 移行前社外取締役の人数（単位：社）

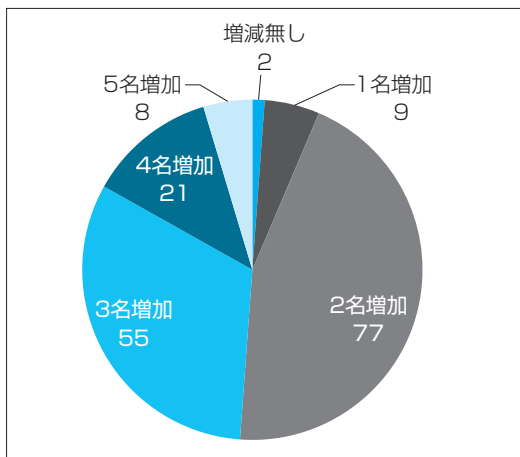


出所：各社の有価証券報告書等より当法人作成

また、移行前後の社外取締役の増減を集計したものが図表3である。集計結果を分析すると、社外取締役を増員することで、「監督機能の充実」を図っている企業が大多数である。

さらに、東証上場企業は有価証券上場規程において、監査役会を設置することが求められている\*9ことから、会社法上の大会社に該当しなくとも監査役会の設置が必要であり、監査役会設置会社として社外監査役が少なくとも2名以上在籍することになる。よって、移行後に社外取締役（監査等委員である社外取締役も含む）が2名の場合、移行前の社外監査役が、移行後の監査等委員である社外取締役に就任したということも考えられる（移行前の社外監査役の人数は、集計に含めていない）。

【図表3】 移行前後の社外取締役の増減（単位：社）



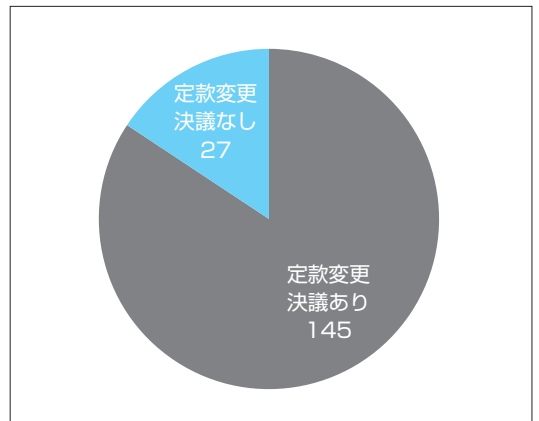
出所：各社の有価証券報告書、株主総会招集通知等より当法人作成

### (3) 取締役会の付議事項

3. (2) 取締役会の付議事項で記載した、取締役会の「重要な業務執行の決定を取締役へ委任することができる（改正会社法第399条の13第5項、同条第6項）」規程の適用状況について検証することとする。本規程を適用するには、取締役の過半数が社外取締役である場合、もしくは、委任することができる旨の定款の定めが必要となる。

図表4は、本規程を適用するために、「重要な業務執行の決定を取締役へ委任することができる」旨の定款変更の株主総会決議を実施した移行企業数を集計したものである。移行企業172社のなかで、委任することができる旨の定款変更決議をした企業は145社であり、そのうち取締役の過半数が社外取締役である企業は2社である\*10。「監督機能の充実」に取締役会が注力するために、移行企業の約84%が委任規程を適用していることが伺える。

【図表4】 委任規程に関する定款変更決議の有無（単位：社）



出所：各社の適時開示情報より当法人作成（「定款変更決議あり」145社は、取締役の過半数が社外取締役である2社を含む）

これは、意思決定の迅速化・効率化を促進し、より機動的な経営を遂行できるという側面も持ち合わせている。この点、移行企業のうち、「意思決定の迅速性・効率性」を理由として記載した企業61社に限定すると、改正会社法第399条の13第5項、同条第6項の委任規程を適用すべく、定款変更決議をした企業は57社と約93%にも及ぶ。

ただし、各社とも定款変更の内容は「委任することができる」との記載となっており、実際に重要な業務執行の委任を実施したかどうかは開示資料からは読み解くことはできない。実務上、「重要な業務執行の決定」を委任するにあたっては、取締役会の監督機能を適切に発揮するために、業務執行に関す

\*9 東京証券取引所有価証券上場規程第437条。ただし、グロース上場内国会社は、上場日から1年を経過した日以後最初に終了する事業年度に係る定時株主総会の日までの経過措置あり。

\*10 当法人調べ（各社の直近の定時株主総会招集通知及び決議通知を参照）では、船井電機株式会社（取締役9名中、社外取締役5名）、株式会社リミックスポイント（取締役8名中、社外取締役5名）の2社

る情報が適切に取締役会に報告される仕組み、すなわち内部統制システム（リスクマネジメント）の整備・運用が適切になされていることが前提と考えられる。なぜなら、内部統制システムが適切に整備・運用されていないにも関わらず委任することは、問題事項が取締役に報告されない可能性があり、監督機能が十分に発揮されない可能性があるためである。

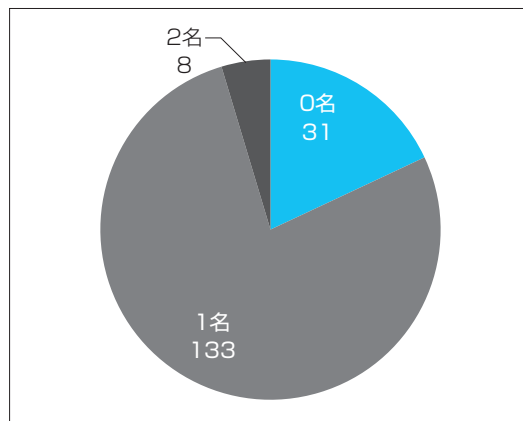
#### (4) 監査等委員会の実効性確保

3. (3) 監査等委員会の実効性確保で記載した、監査等委員会の構成員である監査等委員たる取締役のうち、社内取締役の人数について検証してみる。

図表5は監査等委員である取締役のうち、社内取締役の人数別企業数を集計したものである。監査等委員のうち社内取締役が1名である企業は133社、2名である会社は8社である。一方、ゼロという会社（つまり、監査等委員は全員社外取締役）は31社であった。

監査等委員である社内取締役を設置している企業は、監査役会設置会社の常勤監査役（多くが社内監査役）の機能を、監査等委員会においても求めたものと思われる。すなわち、法律上は必須ではないが、監査等委員のメンバーとして社内情報を熟知し、情報収集の点で社内取締役である監査等委員が必要である、と考えている企業が多いものと推測されるということである。

【図表5】 監査等委員である取締役のうち、社内取締役の人数別企業数（単位：社）



出所：各社の有価証券報告書、株主総会招集通知等より当法人作成

監査等委員の監査の実効性を確保するうえで、3. (3) 監査等委員会の実効性確保で記載したとおり、サポート部署との間の連携状況や、信頼性の評価（アセスメント）がより重要になるが、この点、コーポレートガバナンスに関する報告書の「監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況」が参考となる。内部監査部門との連携の頻度や、必要に応じて内部監査計画の変更、追加監査及び必要な調査等について、内部監査部門に指示する権限を監査等委員会に設けるなど、各社様々な工夫を実施していることが開示されている。このように、監査等委員会設置会社への移行企業でも、監査等委員会とサポート部署間の連携が図られ必要に応じて信頼性の評価（アセスメント）が行われていることが伺える。

## 5.まとめ

法改正の適用初年度から多くの企業が監査等委員会設置会社へ移行したことから、移行時期は未定であるものの、監査等委員会設置会社への移行を検討している企業もあると考えられる。各社は、事業上の特性やガバナンスの方針に合わせて、自社にとって最適な機関設計を選択する必要がある。そして、監査等委員会設置会社を選択し、制度創設の目的である取締役会の「監督機能の充実」を果たすためには、法律で定められている最低限の条件を満たすだけでなく、各社が工夫することが、実態として機能させるための重要なポイントとなるものと考えられる。

本稿は、開示資料から読み解ける分析のため、形式的な観点（社外取締役の人数等）の検証となっているが、重要なことは実態面（いかに目的に沿って運用をできているか）であり、取締役会、社外取締役、監査等委員会がその役割に基づいて機能を発揮するため、各社が工夫することが期待される。

以上